第4期横浜市子ども・子育て会議 第3回保育・教育部会 第32期横浜市児童福祉審議会 第2回保育部会 合同会議

日時:平成31年3月26日(火)18:10~

場所:マツ・ムラホール

議事次第

- 1 開会
- 2 議事<公開案件>
 - (1) 支給認定基準の改正について【子ども・子育て会議】
- 3 報告<公開案件>
 - (1) 利用調整基準の改正について【児童福祉審議会】
 - (2) 幼児教育・保育の無償化について【子ども・子育て会議】
- 4 議事<非公開案件>

【児童福祉審議会】

- (2) 法人所有地への建設費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
- (3) 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について
- (4) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
- (5) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査 について
- (6) 横浜市立保育所の民間移管に伴う新規認可について
- (7) 認可保育所及び小規模保育事業の法人変更に伴う認可について

【子ども・子育て会議】

- (8) 横浜市預かり保育幼稚園等の新規認定について
- (9) 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について
- (10) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について
- 5 その他

6 閉会

〔配付資料〕

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿
- 資料 2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会 事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料 4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
- 資料 5 平成32年 4 月に向けた支給認定基準の見直しについて
- 資料6 平成32年4月に向けた利用調整基準の見直しについて
- 資料7 幼児教育・保育の無償化について

第4期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 第32期横浜市児童福祉審議会 保育部会 委員名簿

【敬称略 50 音順】

<第4期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会>

◎:部会長 ○:職務代理者

	所属 • 役職等	委 員	備考
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	荒巻 正則	臨時委員
2	千葉明徳短期大学保育創造学科 教授	石井 章仁	臨時委員
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	神長 美津子	
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	
7	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	新堀 由美子	臨時委員
0	男女共同参画センター横浜相談センター長	利畑 田天丁	晒时安 貝
9	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員

<第32期横浜市児童福祉審議会 保育部会>

◎:部会長 ○:副部会長

	所属 • 役職等	委員	備考
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	荒巻 正則	臨時委員
2	千葉明徳短期大学保育創造学科 教授	石井 章仁	
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	神長 美津子	
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	臨時委員
7	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	新堀 由美子	
	男女共同参画センター横浜相談センター長	村畑 田実丁	
9	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

区分	所属	氏 名
部長	子育て支援部長	吉川 直友
	保育対策等担当部長	金高 隆一
課長	子育て支援課長	永井 由香
	保育・教育運営課長	武居 秀顕
	保育・教育運営課 幼児教育・保育無償化担当課長	古石 正史
	保育・教育運営課 運営指導等担当課長	小田 繁治
	保育・教育運営課 給付・支給認定担当課長	河合 太一
	保育・教育人材課長	甘粕 亜矢
	保育対策課長	片山 久也
	保育対策課 担当課長	池上 省吾
	保育対策課 担当課長	齋藤 亜希
	こども施設整備課長	山本 淳一
	子育て支援課 幼児教育係長	眞子 里織
	保育・教育運営課 運営調整係長	大槻 彰良
	保育・教育運営課 担当係長	佐藤 真知
	保育・教育運営課 運営指導係長	遠藤和宏
	保育・教育運営課 支給認定・利用調整担当係長	井上響
	保育・教育運営課 支給認定・利用調整担当係長	田中 康之
	保育・教育人材課 担当係長	宮本 里香
係長	保育対策課 担当係長	吉田健太郎
	こども施設整備課 担当係長	宮野 太志
	こども施設整備課 整備等担当係長	花田 香織
	こども施設整備課 整備等担当係長	古川博一
	こども施設整備課 整備等担当係長	伊藤敬
	こども施設整備課 整備等担当係長	金澤 敬
	こども施設整備課 整備等担当係長	渡辺 貴士
	こども施設整備課 整備等担当係長	櫻井 寛大

横浜市子ども・子育て会議条例

制 定 平成 25 年 3 月 27 日条例第 18 号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

- 第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- 第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、 臨時委員若干人を置くことができる。
- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。
- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長 の決するところによる。

(部会)

- 第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は 部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第 1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子 育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の 委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めると きは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の 提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号(局長決裁) 最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例(平成25年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。)に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(部会)

第2条 子育て会議は、条例第8条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

lim A Linds	and the trait of the
部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)
保育·教育部	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
会	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)
	2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員
	の設定に関すること(条例第2条第1項第1号関係)
	3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること(条例第2条第1
	項第2号関係)
	4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること
	(条例第2条第1項第3号関係)
	5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関するこ
	と(条例第2条第1項第3号関係)
	6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関するこ
	と(条例第2条第1項第3号関係)
	7 幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること(条例第
	2条第1項第3号関係)
	8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する
	こと(条例第2条第1項第3号関係)
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、 次回の子育て会議に報告しなければならない。
- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること(条例第2条第1項第1号関係)
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること(条例第2条第1項第2号関係)
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること(条例第2条第1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること(条例第2条第 1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること(条例第2条 第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園 2 歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関すること(条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

- 第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。
- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、 第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは 「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

- 第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」と あるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み 替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に 諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

横浜市児童福祉審議会条例

(平成12年2月25日 ^{*} 条 例 第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。 横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

- 第1条 この条例は、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第8条第3項及び地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会 その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

- 第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、 平成12年10月31日までとする。

附 則(平成17年12月条例第117号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正:平成28年11月1日 こ企第298号(局長決裁)

(総則)

第1条 横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項は、 児童福祉法(昭和22年12月法律第164号)、同法施行令(昭和23年3月政令第74号)及び横 浜市児童福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第5号)その他の法令等に定めがあるもの のほか、この要綱の定めるところによる。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

(臨時委員)

- 第3条特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。
- 2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。
- 3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員 の任期が満了したときも同様とする。

(部会)

第4条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

714 - 214 H 143%	-, ,	MAZIMICION ONA CECCA IMICION OF ACMERIAN / OO		
部会の名称		調 査 審 議 事 項		
里親部会	1	里親の認定及び取消に関すること。(第8項第1号関係)		
	2	その他、里親等に関すること。		
保育部会	1	家庭的保育事業等の認可に関すること(第8項第6号関係)		
	2	保育所の設置認可に関すること(第8項第7号関係)		
	3	家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審		
		査に関すること(第8項第8号関係)		
	4	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外		
		保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等(以下、「保育・教育施設等」という。)		
		における重大事故の検証に関すること(第8項第 12 号関係)		
	5	その他、保育に関すること。(他の附属機関が所掌するものを除く)		
児童部会	1	児童福祉施設(他の部会で所管するものを除く。)の整備補助金交付先及び用地の		
		貸付先の審査に関すること(第8項第10号関係)		
	2	児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関すること。(第8項第2号関係)		
	3	児童の一時保護に関すること。(第8項第3号関係)		

	4 児童虐待等の調査に関すること(第8項第13号関係)
	5 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること(第8項第14号関係)
	6 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること(第8項第15号関係)
	7 その他、児童の処遇に関すること。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること (第8項第9
	号関係)
	2 その他、障害児の福祉に関すること。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関すること
	2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関すること (第8項第11号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等(第8項第4号及び
	第5号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めたときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適 用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和39年7月政令第224号) 第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関すること(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関すること(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10)児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及 び用地の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市 条例第 49 号)第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること(児童虐待の防止等に関する法律第4条第 1項関係)
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること
- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。
- 10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱(平成12年6月制定)第4条の規定に基づき、 里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。
- 11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

(委員長又は部会長の専決事項)

- 第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。
- 2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

(会議の傍聴手続等)

- 第6条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- 2 傍聴定員は、先着順で10人とする。
- 3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。
- 4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可な く撮影、録音等を行ってはならない。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会 及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部に おいて処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱(昭和31年11月1日制定)は廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、改正後の規定は昭和57年4月1日より適用する。 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年11月28日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月21日から施行し、平成18年12月1日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

平成32年4月に向けた支給認定基準の見直しについて

1 趣 旨

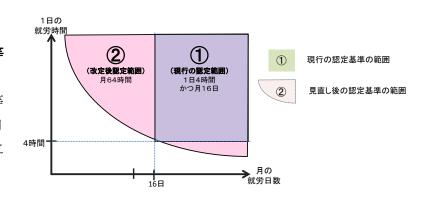
保育所等を利用するにあたっては、子ども・子育て支援法第20条に基づき、特定教育・保育給付にかかる認定(以下、「支給認定」という。)を受ける必要があります。

このたび、支給認定における「保育の必要性の認定基準」(以下、「支給認定基準」という。) について、見直しの検討を行いましたので、ご意見をいただきたいと思います。

2 改正内容(詳細は別紙参照)

(1) 就労事由等の場合の就労時間等 の下限について

就労事由等における就労時間等 の下限を「1日4時間かつ月16日 以上」から、「月64時間以上」に 変更します。



(2) 多胎妊娠の場合の産前休暇期間の取扱いについて

「出産予定日の前後各8週間」となっている産前産後の定義について、多胎妊娠に対応する ため、労働基準法における多胎妊娠の産前休暇期間(14週間)を支給認定基準に明記します。

(3) 0歳児クラス~2歳児クラス在園児における、育児休業中の利用継続の取扱いについて

0歳児クラス~2歳児クラスに在籍している児童が、育児休業中の利用継続を理由として支 給認定を受ける場合に設けていた「育児休業の取得4か月前から利用している」旨の条件を削 除します。

2 見直しの考え方

(1) 背景

「子ども・子育て支援新制度」開始から4年が経過した現在、横浜市の保育所等利用児童数は依然として増加傾向にあり、本市も子育て世帯の保育需要に応える施策を展開していますが、幼児教育・保育の無償化実施に伴って「支給認定」を求める世帯の更なる増加が予想されます。

加えて、育児・介護休業法やワークライフバランスの推進といった、子育て世代を支援する国の施策があり、育児や介護などの理由から就労を中断した子育て世代の再就職やキャリア向上を支援する就学制度の検討も進められているところです。雇用主も、裁量労働制や在宅勤務、育児や介護のための短時間(短日)勤務の導入など、「働き方改革」を推進しています。申請世帯の増加傾向は、こうした多様な就労形態、ライフスタイルを選択した(せざるを得なかった)子育て世帯の増加を内包しており、すでに市民からも「保育の必要性」の判定について、柔軟な対応を求める声が寄せられています。

そこで本市としても、保育の必要性をより細やかに捉えることができるよう、基準を見直すものです。 就労事由等における就労時間等の下限を「1日4時間かつ月16日以上」から、「月64時間以上」に変更します。

(2) 基準の根拠と視点

「子ども・子育て支援法施行規則」では、就労事由の場合、就労時間の下限は「<u>一月におい</u>て、市町村が定める時間以上労働することを常態とすること」であり、

「子ども・子育て支援法施行規則の本則」によれば、平成37年4月以降は「一月において、 48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態と すること」とされています。

横浜市の支給認定基準はこの単位をより限定的に区分して「<u>一日の就労時間及び月の就労日</u> **数**」としています。

なお、政令市および近隣市では、概ね「一月の合計時間」を判定尺度としており(※)、横 浜市民が近隣市区町村の施設利用を希望する場合等も勘案して、保育の必要性の認定について 柔軟に応え得る基準とすることが必要であると考えています。

※政令市: 20 市中 16 市、神奈川県東部~中部: 20 市中 14 市町、 東京都 23 区および就学前児童人口 9 千町の市: 31 市中 21 市区)。

3 適用時期

平成32年4月の入所事務から適用

横浜市支給認定及び利用調整に関する基準 別表1 改正案

	利用調整に関する基準 別表 改正条		<u>, </u>	
保育の必要性の	現行	Ţ	改正	E案
認定基準	保育の必要性の事由の定義	保育標準時間・保育短時間の区分	保育の必要性の事由の定義	保育標準時間・保育短時間の区分
1 保護者が居宅	(1) 保護者が居宅外で原則として 1日4時間以上、	ア 週 30 時間 (月 120 時間) 以上 就労する場合は		ア 月 120 時間以上 就労する場合は保育標準時間の
外又は居宅内で	月16日以上 労働することを常態としているもので		労働することを常態としているものであって、次のも	
労働することを	あって、次のものを含む。	イ 月 64 時間(1 日 4 時間かつ月 16 日)以上 就労	のを含む。	イ 月64時間以上 就労する場合は保育短時間の区分
常態とすること。	ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。	する場合は保育短時間の区分とする。ただし、ア	ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。	とする。ただし、アに該当する場合は除く。
	イ 勤務先が決定又は内定しているもの。	に該当する場合は除く。	イ 勤務先が決定又は内定しているもの。	
	(利用開始後、1か月以内に就労するもの。)		(利用開始後、1か月以内に就労するもの。)	
	(2)保護者が居宅内で原則として 1日4時間以上、		(2)保護者が居宅内で原則として 月 64 時間以上	
	月16日以上 事業の営業者又は事業専従者として労		事業の営業者又は事業専従者として労働することを	
	働することを常態とするもの。(内職従事者を含		常態とするもの。(内職従事者を含む。)	
	む。)			
2 保護者が妊娠	- 0,	四本無難は即の反ハトナス	(1) 但禁者が川幸立は川幸又会日の並然をの周囲の	四本無準吐即の反ハトナス
		休月標準時間の区分とする。	(1)保護者が出産又は出産予定日の前後各8週間の	休月標準时间の区分とする。
中であるか又は	間で出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。		期間で出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。	
出産後間がない			(多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前 14 週	
こと。			間、後8週間の期間とする。)	
	(2) 出産は妊娠 85 日以上の分娩とし、死産及び流産			
	を含むものとする。		(2) 出産は妊娠 85 日以上の分娩とし、死産及び流	
			産を含むものとする。	
3 保護者が疾病	(1)保護者の治療又は療養の期間が原則として1か月	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間	(1)保護者の治療又は療養の期間が原則として1か	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の
にかかり、若しく	以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、	の区分とする。	月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
は負傷し、又は精	自宅療養者については原則として通院加療中で、		自宅療養者については原則として通院加療中で、(削	
	=			
神若しくは身体	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		除) 児童の保育 が必要である と認められるもの。	
に障害を有して	児童の保育 <u>に支障がある</u> と認められるもの。			
いること。	(2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。			
	(3)保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1級から		(2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。	
	4級に判定されたもの。		(3) 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1級か	
	(4)保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けて		ら4級に判定されたもの。	
	いるもの。		(4)保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受け	
	(5) 保護者が(2)~(4)の判定のないものであっ		ているもの。	
	ても、障害の程度によって児童の保育に支障がある		(5) 保護者が(2) ~ (4) の判定のないものであ	
	と判断されるもの。		っても、障害の程度によって児童の保育に支障が	
	と刊例されるもの。			
			あると判断されるもの。	
	(1)親族が治療等に原則として1か月以上の期間を要	1	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の
の親族(長期間入	するもの。疾病には負傷を含む。	の区分とする。	要するもの。疾病には負傷を含む。	区分とする。
院等をしている	(2) 親族が療育手帳の交付を受けているもの。		(2) 親族が療育手帳の交付を受けているもの。	
	(3)親族が身体障害者手帳の交付を受け1級から3級		(3)親族が身体障害者手帳の交付を受け1級から3	
	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
常時介護又は看	に判定されたもの。		級に判定されたもの。	
護していること。	(4)親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてい		(4)親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けて	
	るもの。		いるもの。	
	(5) 親族が(2)~(4)の判定がないものであって		(5) 親族が(2)~(4)の判定がないものであっ	
	も、障害の程度によって常時介護を要すると認めら		ても、障害の程度によって常時介護を要すると認	
	れるもの。		められるもの。	
	(6) 常時介護とは、病院等で原則として 月 16 日以上		(6) 常時介護とは、病院等で原則として 月 64 時間	
	かつ週 16 時間以上 看護に従事することをいう。又		以上 看護に従事することをいう。又は自宅におい	
	 は自宅において病臥の状態にあるものを看護する		 て病臥の状態にあるものを看護するもの、親族に	
	もの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事す		身体障害者等がいてその介護に従事するものを	
	るものをいう。		())	
	なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に通		なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に	
	院、通学、訓練等のため原則として 月 16 日以上か		通院、通学、訓練等のため原則として 月 64 時間	
	つ週 16 時間以上 付添をしているものを含む。		以上付添をしているものを含む。	
5 促雜去が 電	(1)保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の	保奇煙進時間の区分とする	(1)保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害	保 保 存 性 性 性 性 性 性 性 性 性
災、風水害、火災	復旧に当たっているもの。		の復旧に当たっているもの。	
その他の災害の				
復旧に当たって				
いること。				
	(1)保護者が求職活動(起業準備を含む)をすること	保存毎時間の区分しまる	(1)保護者が求職活動(起業準備を含む)をするこ	促充毎時間の区分レナス
		休月歴时間の色刀とりる。		
	を常態としているもの。ただし、3か月の範囲内で求職		とを常態としているもの。ただし、3か月の範囲内で	
	活動に必要と認められる妥当な期間を定めることとす		求職活動に必要と認められる妥当な期間を定めるこ	
的に行っている	る。		ととする。	
			.	

こと。				
7 保護者が、就学	(1)保護者が原則として 1日4時間以上、月16日以	ア 週 30 時間(月 120 時間)以上 就学する場合は	(1) 保護者が原則として 日 64 時間以上 就学するこ	ア 月 120 時間以上 就学する場合は保育標準時間の
することを常態	上 就学することを常態とするものであって、次の	保育標準時間の区分とする。	とを常態とするものであって、次のいずれかに該	
とすること。	いずれかに該当すること。	イ 月 64 時間(1 日 4 時間かつ月 16 日)以上 就学		イ 月64時間以上 就学する場合は保育短時間の区分
	ア 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に	する場合は保育短時間の区分とする。	ア 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条	
	規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学	ただし、アに該当する場合は除く。	に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修	
	校、同法第134条第1項に規定する各種学校その		学校、同法第134条第1項に規定する各種学校	
	他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。		その他これらに準ずる教育施設に在学してい	
	イ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)		るもの。	
	第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発		イ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)	
	施設において行う職業訓練若しくは同法第27条		第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開	
	第1項に規定する職業能力開発総合大学校にお		発施設において行う職業訓練若しくは同法第	
	いて行う同項に規定する指導員訓練若しくは職		27 条第1項に規定する職業能力開発総合大学	
	業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者		校において行う同項に規定する指導員訓練若	
	の就職の支援に関する法律(平成 23 年法律第 47		しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による	
	号) 第4条第2項に規定する認定職業訓練その他		特定求職者の就職の支援に関する法律(平成 23	
	の職業訓練を受けているもの。		年法律第 47 号) 第4条第2項に規定する認定	
			職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。	
	(1) 児童虐待の防止等に関する法律 (平成 12 年法律	保育標準時間の区分とする。	(1) 児童虐待の防止等に関する法律 (平成 12 年法	保育標準時間の区分とする。
虐待を行ってい	第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている		律第 82 号)第2条に規定する児童虐待を行って	
る又は配偶者か	又は再び行われるおそれがあると認められるもの。		いる又は再び行われるおそれがあると認められ	
らの暴力を受け	(2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関		るもの。	
ていると認めら	する法律(平成13年法律第31号)第1条 に規定		(2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に	
れること。	する配偶者からの暴力により小学校就学前子ども		関する法律(平成13年法律第31号)第1条 に	
	の保育を行うことが困難であると認められるもの。		規定する配偶者からの暴力により小学校就学前	
	((1) に該当する場合を除く。)		子どもの保育を行うことが困難であると認めら	
			れるもの。((1)に該当する場合を除く。)	
	(1)保護者の育児休業開始日において、児童が、次年	保育短時間の区分とする。	(1)保護者の育児休業開始日において、児童が、次	保育短時間の区分とする。
休業をする場合	度に就学を控えているもの。(いわゆる年長組)		年度に就学を控えているもの。(いわゆる年長組)	
護者の当該育児	(2) 3歳以上の児童について、当該地域に容易な受け		(2)保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の	
一	<u>入れ先がない場合に、児童福祉の観点から当該施</u> 設・事業を引き続き利用することが適当と認められ		変化が好ましくないと考えられる場合など、児童 福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用す	
も以外の小学校	<u> </u>		<u>価性の観点から当該施設・争果を引き続き利用す</u> ることが適当と認められるもの。	
就学前子どもが	<u>るもの。</u> (3)3歳未満の児童については、育児休業を取得する		ることが過当と認められるもの。	
特定教育・保育施	4か月前から利用している場合で、当該児童の発達			
設又は特定地域	上、環境の変化が好ましくないと思料される状況で			
型保育事業を利	あり、当該施設・事業を引き続き利用することが適			
用しており、当該	当と認められるもの。			
育児休業の間に				
当該特定教育・保				
育施設等を引き				
続き利用するこ				
とが必要である				
と認められるこ				
と。				
10 保護者が、前各		福祉保健センター長の判断により、保育標準時間又は		福祉保健センター長の判断により、保育標準時間又は保
号に類するもの	(2)ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓	保育短時間の区分とする。	(2) ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業	育短時間の区分とする。
と認める状態に	練等を行うことにより自立の促進が図られると福		訓練等を行うことにより自立の促進が図られる	
あること。	祉保健センター長が判断したもの。		と福祉保健センター長が判断したもの。	
	(3)その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が		(3)その他児童福祉の観点から福祉保健センター長	
	特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの。		が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したも	
			\mathcal{O}_{\circ}	

平成32年4月に向けた利用調整基準の見直しについて

1 趣 旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の利用については、児童福祉法24条第3項及び附則第73条第1項に基づき、市町村が利用調整を実施しています。

この度、支給認定基準の見直し等を踏まえ、現在の利用調整基準の見直しの検討を行い、改正の考え方をまとめましたので報告します。

2 見直し内容

(1) 支給認定基準の見直しに伴う改正

ア 見直しの考え方

支給認定の各事由における下限設定の変更等に伴い、利用調整基準の見直しを行います。

イ 横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の改正(案)

別表 2 利用調整基準 ※一部抜粋

項目	現行		改正 (案)	
1 (1)居宅外 労働(外勤·居 宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週 16時間以上28時間未満の労 働に内定している。	F	就労時間月 64 時間以上の労 働に従事又は内定している。	F
1(2)居宅内 労働(内勤·居 宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週 16時間以上28時間未満の労 働に内定している。	G	就労時間月 64 時間以上の労 働に従事又は内定している。	G
2 産前産後	出産又は出産予定日の前後各 8週間の期間にあって、出産 の準備又は休養を要する。	G	出産又は出産予定日の前後各 8週間の期間にあって、出産 の準備又は休養を要する。(多 胎妊娠の場合は、出産又は出 産予定日の前14週間、後8週 間の期間とする。)	G
3 (1)病気・ けが	通院加療を行い、 <u>月16日以上</u> かつ1週16時間以上の安静が 必要で保育が困難な場合。	Е	通院加療を行い、 <u>(削除)</u> 保 育が困難な場合。	Е
4親族の介護	病人や障害児(者)の介護や 入院・通院・通所の付き添い のため、 <u>月16日以上かつ1週</u> 16時間以上28時間未満保育 が困難な場合。	F	病人や障害児(者)の介護や 入院・通院・通所の付き添い のため、 <u>月 64 時間以上</u> 保育 が困難な場合。	F
6 通学	就職に必要な技能習得のために 1日4時間以上かつ月 16 日以上 職業訓練校、専門学校、 大学などに通っている。	Е	就職に必要な技能習得のため に <u>月64時間以上</u> 職業訓練校、 専門学校、大学などに通って いる。	Е

別表3 調整指数一覧表 ※一部抜粋

就労状況元のランクの 類型が「居宅就労している が就労日数・ 「1(1) 居二(削除) 「1(1) 居	頁目
内外就労内定」か「求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。 1 時間が保育を必要とする要件に満たないために「内定」「水職中」となる場合に適用されます。 室とする要件に満たないために「内定」「水職中」となる場合に適用されます。 日本・大のに「内定」を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	

(2) 居宅外自営業であるが、職場が自宅と併設している世帯について

ア 見直しの考え方

居宅外で就労している自営業の保護者について当該基準を適用していますが、自営業であることにより保育の必要性における優先度を一律に判断できないこと、また、働き方の多様化等の社会情勢の変化を鑑みて、当該基準を削除します。

イ 横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の改正(案)

別表3 調整指数一覧表 ※一部抜粋

項目	現行	改正 (案)
就労状況	居宅外自営業 であるが、職 場が自宅と併 設している世 帯。	<u>(削除)</u>

3 適用時期

平成32年4月入所の利用調整から適用する予定です。

参考資料1

利用調整の優先順位(改正案の反映後)

(基準の考え方)

- ※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。
- ※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。
- ※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。
- ※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA~ | の順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。
- ※1「その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。

ランク	その他」のフンクは当該児里 	・世帯の状況に応じて別途判断します。 父・母が保育できない理由、状況				
727	上 居宅外労働	文・母が休育できない程田、仏が				
А	(外勤・居宅外自営)	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。				
	病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。				
	障害	身体障害者手帳1~2級、精神障害者保健福祉手帳1~2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を				
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	受けていて、保育が常時困難な場合。				
	親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)、またはそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や				
		入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が困難な場合。 				
	災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。				
	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。				
	保育士	世帯において「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育				
		室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月 20 日以上				
		かつ週 35 時間以上保育業務に従事する又は内定している(派遣職員は除く)」場合(市外在住				
		は除く)。				
В	居宅外労働	 月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。				
	(外勤・居宅外自営)	7,100 (1.7.1.0) - 3,000 (1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.				
	居宅内労働	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。				
	(内勤・居宅内自営) 障害	 身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。				
	親族の介護	■ 重度障害者(児)、またはそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通				
		所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が困難な場合。				
	居宅外労働	B 1C D以上かつ弁当は関1 軍 24 は関い上の当時に従事している				
С	(外勤・居宅外自営)	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。 				
	居宅内労働	 月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。				
	(内勤・居宅内自営)					
	病気・けが	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。 病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間				
	親族の介護	柄人や障害者(児)の介護や人院・通院・通所の付き添いのため、月10日以上がり1週20年 以上保育が困難な場合。				
	居宅外労働					
D	(外勤・居宅外自営)	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。 				
	居宅内労働	 月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。				
	(内勤・居宅内自営)	3,3 3,5,3,1,1,3				
E	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。				
	居宅内労働					
	(内勤・居宅内自営)	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。				
	病気・けが	通院加療を行い、保育が困難な場合。				
	障害	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。				
	通学	就職に必要な技能習得のために月64時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。				
	居宅外労働	就労時間月64時間以上の労働に従事又は内定している。				
F	(外勤・居宅外自営)					
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。				
		病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が困難な				
	親族の介護	場合。				
G	居宅内労働	就労時間月64時間以上の労働に従事又は内定している。				
	(内勤・居宅内自営)					
	産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。(多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間にする。)				
Н	求職中	<u>娠の場合は、出産又は出産予定日の前 14 週間、後 8 週間の期間とする。)</u> 求職中。				
<u> </u>	市外在住	横浜市外に在住している場合(転入予定者は除く)。				
※ 1	その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。				

幼児教育・保育の無償化について

1 背景

幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」(2017 年 12 月 8 日閣議決定) 及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(2018 年 6 月 15 日閣議決定)にて方針が示され、 消費税率引上げ時の 2019 年 10 月 1 日からの実施に向けて法案が国会で審議中です。

幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の 負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。就学前の全ての3歳から5 歳の子どもたちが、良質な幼児教育・保育の機会を得られるよう、現行の子ども・子育て支援 新制度(以下「新制度」という。)の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化 するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を 創設する等の措置を講ずるものとしています。

2 実施時期

2019年10月1日

3 対象者・対象範囲

- O 【幼稚園、保育所、認定こども園等】を利用する <u>3 歳児クラス (3 歳になった後の最初の</u> 4 月以降) から 5 歳児クラス の全ての子どもの利用料を無償化。
 - 新制度の対象ではない幼稚園の利用料については、月額25,700円を上限として無償化されます。
 - 実費として徴収されている費用(通園送迎費、<u>食材料費</u>、行事費など)は、無償化の対象外です。2号認定こども(保育所等)の<u>副食費については、これまで公定価格に組み込まれていましたが、無償化後は実費徴収となります。</u>
 - <u>幼稚園、認定こども園(教育部分)</u>については<u>満3歳児(3歳になった日から最初の</u> <u>3月31日までにある子ども(以下、「満3歳児」という。))</u>から無償化されます。
- O 【保育所、認定こども園、地域型保育事業】を利用する <u>0歳児クラスから2歳児クラス</u> の子どもの利用料については、市民税非課税世帯を対象として無償化。
- 【幼稚園の預かり保育】を利用する子どもについては、<u>保育の必要性があると認定を受けた場合には、3歳児クラスから、月額11,300円を上限</u>として預かり保育の利用料を無償化。
 - 私立幼稚園等預かり保育事業については、月額利用料上限が9,000円となっているため、利用料が無償化されます。また、国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する子どもの利用料については、市単独助成として無償化します。
 - 満3歳児は預かり保育の無償化の対象外ですが、市民税非課税世帯の満3歳児は、 月額16,300円を上限として利用料が無償化されます。
 - 私立幼稚園等預かり保育事業以外の預かり保育における無償化の対象となる利用料

は、実際の利用日数に応じて計算します。

- 【認可外保育施設及び特別保育事業等】を利用する <u>保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスの子どもたちで、幼稚園、保育所又は認定こども園等を利用していない場合には、月額37,000円を上限</u>として利用料を無償化。
 - 0歳児クラスから2歳児クラスの<u>市民税非課税世帯</u>の子ども(保育の必要性があり、 保育所等を利用していない)は、<u>月額42,000円を上限</u>として利用料が無償化されます。
- 【**障害児通園施設等**(※)】を利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの利用料を 無償化。幼稚園、保育所、認定こども園等と<u>併用する場合も無償化の対象</u>とする。
 - ※ 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業、 福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設

【幼児教育・保育の無償化の対象と範囲】

	認可保育所等 (地域型含む)	新制度幼稚園 ・認定こども園		新制度未移行幼稚園		認可外 保育施設等
	(地域至百亿)	教育	預かり保育	教育	預かり保育	(一時保育等含む)
3~5歳児 クラス	0	0	○(※) (上限11,300円)	(上限 25, 700 円)	○ (※) (上限 11, 300 円)	○(※) (上限 37,000円)
<u>市民税非課税世</u> <u>帯</u> の0~2歳児 クラス	0					○(※) (上限 42,000円)
満3歳児 (3歳の誕生日から最初の3月 31日までにある子ども)		0	×	(上限 25, 700 円)	×	
市民税非課税世 帯の満3歳児 (3歳の誕生日から最初の3月 31日までにある子ども)		0	○ (※) (上限 16, 300 円)	(上限 25, 700 円)	○ (※) (上限 16, 300 円)	

※ 無償化にあたって、保育の必要性の認定が必要です。

• 【横浜保育室】は、0歳~2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもは無償化の対象となります。3~5歳児クラスは認可外保育施設としての取扱いとなるため、月額37,000円を上限として利用料が無償化されます。

- 【年度限定保育事業】は無償化の対象となります。(市民税非課税世帯の1・2歳児)
- 【企業主導型保育事業】(標準的な利用料) は無償化の対象となります。

4 給付額

施設への給付額に原則変更はありません。

※副食費相当金額は実費徴収となるため、公定価格から減額予定

5 幼児教育の無償化に伴う食材料費の見直し

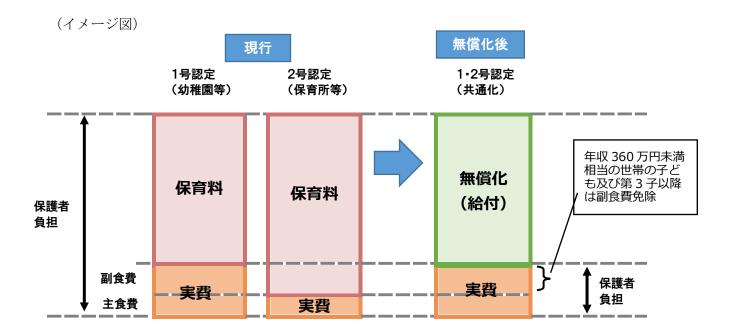
食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化にあたっても、この考え方が維持されることとなります。そのため、2 号認定子ども(保育所等 $(3\sim5$ 歳児クラス))の食材料費については、10 月より、施設による主食費・副食費の実費徴収が必要となります。

副食費については、現在の公定価格内での生活保護世帯やひとり親世帯等の免除を継続する とともに、<u>副食費の免除対象の拡充等</u>を行う予定です。

なお、3号認定子ども(保育所等 (0~2歳児クラス))は、無償化が実施されるのが市民税 非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続します。

副食費の免除対象者(予定)

- ・年収360万円未満相当の世帯の子ども
- ・全所得階層の第3子以降の子ども



副食費の金額については、実際にかかった費用に応じて各施設が設定することが 基本となりますが、食材料費の負担が著しく高額になることがないよう一定の配慮 を行う必要があります。徴収額の考え方については、現在国において検討がされて いますので、国から示され次第、お知らせします。

5 一時保育等、特別保育事業について

一時保育、休日一時保育、病児保育等の特別保育事業については、<u>保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラス</u>の子どもで、<u>幼稚園、保育所又は認定こども園等を**利用していない**場合、月額37,000円 (0歳児クラスから2歳児クラスの子どもで市民税非課税世帯の場合は月額42,000円)まで利用料が無償化となります。また、<u>複数の施設を併用することも可能</u>です。</u>

無償化分の給付については、原則、保護者から市への直接申請となる予定です。特別保育事業を実施されている事業者の皆様には、利用者の方への領収書の発行を必ずお願いいたします。また、今後、特別保育時事業にかかる利用料領収書(案)を提示させていただく予定ですので、その際は共通様式の利用にご協力をお願いいたします。